

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定によつて、次の肥料の登録事項に係る変更の届出があつた。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	変更のあつた登録事項	変更前	変更後	変更年月日
広島県第一一三〇号	生産業者の名称	有限会社 東城ポーター	株式会社 東城ポーター	平成一八年九月 一三日
広島県第一一三二号	生産業者の名称	有限会社 東城ポーター	株式会社 東城ポーター	平成一八年九月 一三日
広島県第一一三二号	生産業者の名称	有限会社 東城ポーター	株式会社 東城ポーター	平成一八年九月 一三日
広島県第一一四〇号	生産業者の名称	有限会社 東城ポーター	株式会社 東城ポーター	平成一八年九月 一三日
広島県第一一四二号	生産業者の名称	有限会社 東城ポーター	株式会社 東城ポーター	平成一八年九月 一三日